

議員提出第9号

福島原発事故による放射能汚染から、子どもと国民の健康を守る対策を  
求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年9月22日

提出者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛成者 吉川市議会議員 中嶋 通治

〃 稲垣 茂行

〃 安田 真也

〃

〃

〃

吉川市議会議長 日暮 進 様

提案理由 口頭

## 福島原発事故による放射能汚染から、子どもと国民の健康を守る対策 を求める意見書

東京電力福島第一原発事故によって、大量かつ広範囲に放射性物質が放出され、国民の放射能への不安が広がっている。とりわけ、放射能への感受性が高い子どもの健康を守ることは、日本社会の大問題である。

放射能汚染の実態を正確に把握し、その実態とリスクを国民に正直に明らかにし、その被害から国民の命と健康を守るために可能なあらゆる対策をとることが求められている。

放射能による健康被害は、急性障害だけでなく、晩発性障害がある。放射線被ばくは、少量であっても、将来、発がんなどの健康被害が起きる危険性がある。放射線被ばくの健康への影響は、「これ以下なら安全」という「しきい値」はなく、「少なければ少ないほど良い」というのが放射線防護の大原則である。

現在の科学・技術では、外部に放出された放射能を消去することも、減らすこともできない。しかし、汚染された土壌を取り除くなど放射性物質をできる限り生活環境から切り離すなどの措置をとることで、人間があびる放射線量を下げることができる。

放射能の実態を正確かつ系統的に調査し、最大限の除染を行い、被災者の健康調査と管理を行うことが求められている。

以下の項目について、政府がただちに対策を強化し、本腰を入れた取り組みをすすめることを強く求める。

### 記

- (1) 国の責任で放射能汚染の実態を正確かつ全面的に把握する調査を系統的に実施すること。各自治体が、放射能汚染調査を行えるよう、専門家の派遣、相談体制、十分な財政支援など、国の支援体制を早急に整えること。
  - (2) 国の責任で、都道府県が行っている食品検査体制を抜本的に強化すること。
  - (3) 除染は、住民合意で計画をつくり、財政支援含め国が全面的に支援すること。とりわけ放射線量の高いところ、子どもに関する施設や場所の緊急除染をすすめること。
  - (4) 内部被ばくを含めた被ばく線量調査をはじめ、長期的な健康管理をすすめること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年9月22日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
東日本大震災復興対策担当大臣